

## 厚木市厚木地区私立幼稚園協会研究・研修事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、幼児教育の振興及び教職員の資質の向上を図るため、厚木市厚木地区私立幼稚園協会研究・研修事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、厚木市補助金等交付規則（昭和45年厚木市規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象)

第2条 この補助金は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき設置された私立幼稚園で構成する厚木地区私立幼稚園協会（以下「協会」という。）に対し、交付するものとする。

### (補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、幼児教育の研究及び教職員研修の充実に係る経費（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額とする。ただし、1,000,000円を限度とする。

### (補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする協会の代表者は、補助金交付申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 補助金交付対象年度の役員名簿

### (補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査の上、補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金交付決定通知書により、その旨を協会の代表者に通知するものとする。

### (概算払)

第7条 市長は、前条の規定により決定した交付額を限度として、概算払の方法により補助金を交付することができる。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとする代表者は、請求書により市長に請求しなければならない。

### (申請の取下げ及び概算払後の取扱い)

第8条 協会の代表者は、前条の規定による交付決定を受けた場合において、事業計画を遂行することが困難となったときは、その旨を記載した書面を市長に提出することにより、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

3 既に概算払による補助金が交付されている場合、協会は速やかに当該補助金を市長に返還しなければならない。

4 返還すべき金額及び返還期限は、市長が決定し、当該協会に通知するものとする。

(事業の計画変更)

第9条 補助金の交付決定を受けた協会の代表者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付対象となる事業（以下「事業」という。）の計画を変更しようとするときは、事業計画変更承認申請書に変更の内容が分かる書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の減額のみを伴う変更（事業内容の著しい変更を除く。）については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定により申請があった場合において、審査の上、適当と認めるときは、事業計画変更承認通知書によりその旨を交付決定者に通知するものとする。

(変更の届出)

第10条 交付決定者は、協会の代表者、役員、会員数等に変更があったときは、その旨を文書により速やかに市長に届け出るものとする。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、当該事業が完了したときは、事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(補助金の額の確定等)

第12条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査の上、補助金の額を確定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金を交付しているときは、期限を定めて、その超える額について返還することを代表者に命ずるものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、交付決定者が偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は変更し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(立入検査等)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、報告を求め、指導又は助言をすることができるほか、立入検査等を実施することができる。

(書類の整備等)

第15条 交付決定者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、及び保管するものとする。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該事業が完了した日の属する市の会計年度の翌年度から5年間保存するものとする。

附 則

この要綱は、平成16年11月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。